

上場新株予約権証券の売買その他の取引管理規程

(目的)

第1条 本規程は当社の上場新株予約権証券の売買その他の取引（以下「上場新株予約権証券取引」という。）に関する業務について準拠しなければならない基準を定め、健全な上場新株予約権証券取引を図ることを目的とする。

(法令、諸規則の遵守)

第2条 上場新株予約権証券取引の執行に当っては、本規程によるほか、金融商品取引法その他関係法令、金融商品取引所及び日本証券業協会（以下「協会」という。）の規則を遵守して行うものとする。

(上場新株予約権証券取引の開始基準)

第3条 外務員は顧客の申し出により、上場新株予約権証券取引を行うに当っては、当該顧客が上場新株予約権証券取引の開始基準に適合するか否かを調査したうえでなければ、取引を行ってはならない。

2. 上場新株予約権証券取引を行うに当っては、「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」の定めるところにより、顧客の投資経験、資力等を調査するとともに、次の基本的事項を遵守したうえで行うものとする。

- ① 株式投資等について相当の知識と経験があり、当該取引の仕組等を十分に理解していること
- ② 過去の取引の受渡しが円滑に行われていること
- ③ 常時電話等で連絡がとれること
- ④ 「申請書」の提出により、承認がされていること
- ⑤ 「上場株式等書面」の交付・説明及び「上場新株予約権証券の売買その他の取引に関する確認書」の受け入れがされていること

3. 外務員は初めて上場新株予約権証券取引を行う顧客に対し、所定の「上場株式等書面」の説明・交付及び「上場新株予約権証券の売買その他の取引に関する確認書」の説明・徴求を行わなくてはならない。したがって、取引の仕組、取引リスク等その内容について、顧客に十分な理解がされるよう属性等を踏まえた程度と方法により説明しなければならない。

4. 第2項により、上場新株予約権証券取引を認めない場合において、その理由については開示しないこととする。

(上場新株予約権証券取引の禁止顧客)

第4条 上場新株予約権証券取引を行うに当り、次に該当する取引対象除外者及び取引注意顧客（以下「取引禁止顧客」という。）については、原則認めないものとする。ただし、第5条第6項により承認を得たものについてはこの限りでない。

- ① 取引対象除外者とは次の顧客をいう。
 - ア. 若年者（25歳未満）
 - イ. 高齢者（70歳以上）

- ウ. 退職者・年金者・主婦等で相当額の資産（収入）のない顧客
 - エ. 株式取引の未経験者
- ② 取引注意顧客とは次の顧客をいう。
- ア. 当社とはなんら取引のなかった顧客
 - イ. 公共性の高い法人・団体等
 - ウ. 様方住所使用顧客
 - エ. 遠隔地顧客
 - オ. 取引報告書等、交付方法指定顧客

（取引開始の申請・承認手続き等）

第5条 外務員は顧客の申し出により、新規に上場新株予約権証券取引する場合は、事前に所定の「申請書」に記入し、営業部長に提出するものとする。

2 営業部長は前項の「申請書」に基づき、顧客の適格要件等を精査のうえ、内部管理責任者等へ確認を依頼し、各所属長等は承認の為の稟議を行うこととする。（顧客への意思確認が必要と思われる場合は、面談・電話等により行い、法人顧客については会社の実態を確認する。）

3 承認許可により、外務員は顧客から所定の「上場新株予約権証券の売買その他の取引に関する確認書」を徴求する。

4 経理部長は、「申請書」及び「上場新株予約権証券の売買その他の取引に関する確認書」の記載内容をチェックし、不備がなければ、各書面を検査部に提出するものとする。

5 「申請書」は検査部、「上場新株予約権証券の売買その他の取引に関する確認書」は経理部で保管・管理することとする。

6 第4条に規定する取引禁止顧客にもかかわらず、当該顧客からの申し出により、やむを得ず上場新株予約権証券取引する場合は、営業部長又は内部管理責任者等が顧客と面談（電話等可）した結果、顧客の強い意志によるもので、且つ、資力、投資経験、知識等が十分であり適性と認められたものに限り「申請書」に確認事項、承認理由等を記入の上、経理部長経由で検査部長に提出し、承認を得なければならない。

7 公共性の高い法人・団体等（社団法人、財団法人、宗教法人、学校法人、医療法人及び社会福祉法人等）については、当該法人・団体等の規約等で上場新株予約権証券取引が可能であることを確認するものとする。

（上場新株予約権証券取引の適切な勧誘）

第6条 上場新株予約権証券取引の受託に当たっては、「上場有価証券等書面」での説明・交付や個別商品（銘柄等）の概要等は勿論のこと、外務員は次の各号について説明のうえ、適切な勧誘に努めなければならない。

① 上場新株予約権証券は、上場期間（上場日から2ヶ月間以内）又は行使期間（行使期間満了の日が当該上場新株予約権証券の割当てに係る基準日後2ヶ月以内）が短期間であること。

② 上場新株予約権証券は、期限付きの有価証券であり、権利行使期間が終了した場合、その価値を失うという性質を持つ有価証券であること（上場新株予約権証券を買い付けた場合、取引所への上場期間内に上場新株予約権証券を売却するか、行使期間内に新株予約権を行使し

て当該上場会社の株式取得を選択しなければ、その価値を失うということ。)

- ③ 上場新株予約権証券の権利行使を行って株式を取得するためには、所定の金額(取得する株数に一株当たりの権利行使価格を乗じたもの)の払込みが必要となること。

(発注伝票への表示等)

第7条 外務員は、上場新株予約権証券の取引を顧客から受注した時には、銘柄コードを注意確認し、速やかに起票発注する。又、経理部は、当該発注伝票を基に受入れ必要書類を確認するとともに伝票に“上場新株予約権”のゴム印を押印し、検査部へ写しを交付する。検査部は、当該銘柄の行使期限等を確認のうえ注意喚起等の管理を行う。

(顧客の状況変化に対する措置)

第8条 顧客が次のいずれかに該当し、又は該当するおそれがある場合は、営業部長は売買受託を停止するほか検査部長の指示を受け、適切な措置を講じなければならない。

- ① 破産等により業容が急変したとき。
- ② 銀行等、金融機関の取引停止処分を受けた場合。
- ③ 税務当局等の差押さえを受けた場合。
- ④ 死亡、疾病その他の事由により取引不能となった場合。
- ⑤ その他、顧客の状況から見て債権保全の必要性が生じた場合。

(役職員の上場新株予約権証券取引の禁止)

第9条 役職員はいかなる名義を用いているかを問わず、自己の計算において上場新株予約権証券取引を行ってはならない。

付 則

この規程は、平成 22 年 04 月 01 日より施行する
この規程の改正は、2019 年 10 月 1 日から施行する